

首都直下地震における緊急消防援助隊 アクションプランの概要について

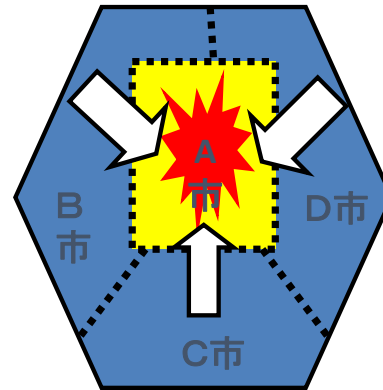
総務省消防庁 広域応援室



広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

通常の火災・事故・災害の場合

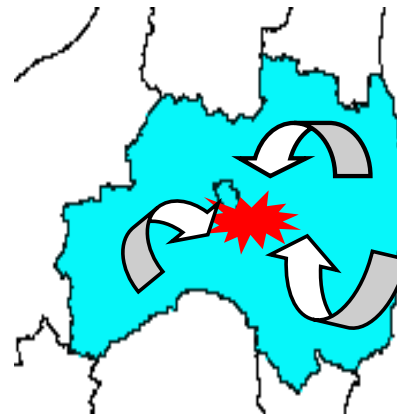
- 市町村消防責任の原則
(消防組織法第6条)
- 隣接市町村による相互応援
(消防組織法第39条)



大規模な火災・事故・災害の場合

○都道府県の対応

- 都道府県内の相互応援協定による応援
(消防組織法第39条)
- 都道府県知事による市町村長、消防長に対する災害防御措置に関する指示
(消防組織法第43条)



より大規模な火災・事故・災害の場合

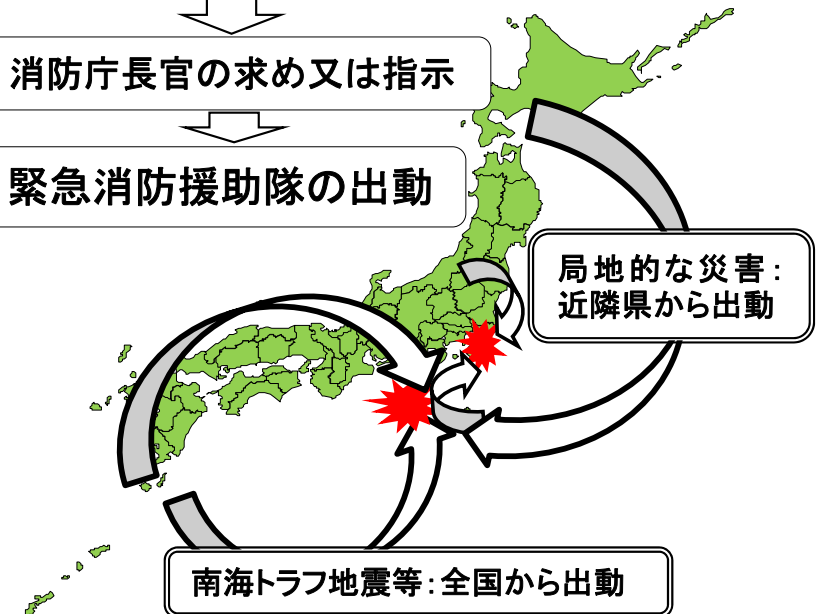
○国の対応 = 緊急消防援助隊

- 消防庁長官の出動指示、求めによる
緊急消防援助隊の全国規模の応援
(消防組織法第44条)

被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動



<指揮体制（消防組織法第47条）>

消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、**応援を受けた市町村の長の指揮の下**に行動するものとする。

緊急消防援助隊の概要

目 的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

概 要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 令和7年4月1日現在、下記の20小隊等で編成され、6,731隊(隊員数:25,731人)が登録。

【登録隊数の概要】(注:重複を含むため合計は一致しない。)

指揮支援隊	57隊	安全管理部隊指揮隊	27隊	通信支援小隊	44隊
航空指揮支援隊	54隊	救急特別編成部隊統括救急隊	30隊	水上小隊	20隊
情報統括支援隊	9隊	都道府県大隊指揮隊	160隊	特殊災害小隊	368隊
統合機動部隊指揮隊	60隊	消火小隊	2,423隊	特殊装備小隊	504隊
エネルギー産業基盤災害即応部隊指揮隊	12隊	救助小隊	621隊	航空小隊	77隊
NBC災害即応部隊指揮隊	50隊	救急小隊	1,555隊	航空後方支援小隊	59隊
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	54隊	後方支援小隊	903隊		

緊急消防援助隊の基本的な部隊編成

指揮支援部隊

ヘリコプター等で迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長

都道府県庁の
消防応援活動
調整本部で指
揮支援

新設

情報統括支援隊

情報統括支援隊長

都道府県庁の消防応援
活動調整本部で指揮支
援部隊長を補佐

指揮支援隊

指揮支援隊長

被災市町村の
消防本部で指揮支援

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長

活動拠点ヘリベース
で指揮支援

都道府県大隊

都道府県大隊長

都道府県大隊指揮隊

消火中隊

救助中隊

救急中隊

水上中隊

通信支援中隊

特殊災害中隊

後方支援中隊

特殊装備中隊

安全管理部隊

安全管理部隊長

安全管理指揮隊

消火小隊

その他小隊

救急小隊

救急特別編成部隊

救急特別編成部隊長

統括救急隊

救急小隊

救急小隊

救急小隊

その他小隊

エネルギー・産業基盤災害即応部隊

NBC災害即応部隊

土砂・風水害機動支援部隊

航空部隊

航空小隊

航空後方支援小隊

新設

【消防組織法】

第44条（長官等の措置要求等）

応援等の要請、応援等の措置の求め、出動の指示等

第44条の2（消防応援活動調整本部）

第44条の3（緊急消防援助隊に対する指示等）

第45条（緊急消防援助隊）

緊援隊の定義、編成・施設等の基本計画、部隊登録

第49条（国の負担及び補助）

出動の指示による場合の経費の負担、施設整備に要する経費の補助等

第50条（国有財産等の無償使用）

緊急消防援助隊の活動に必要な国有財産等の無償使用

【緊急消防援助隊に関する政令】

登録、国庫負担、国庫補助等

【省令】（緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に
無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令）
無償使用の申請・許可・条件、現状変更、保管の原則等

【緊急消防援助隊に係る国有財産等の無償使用に関する要綱】

使用期間、無償使用の条件、様式等

【基本計画】（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画）

H26.3/H31.3/R7.3改定

第1章 総則（計画の目的、緊急消防援助隊の任務）

第2章 緊急消防援助隊の編制（緊急消防援助隊の構成単位、都道府県大隊の編成、中隊の任務、小隊の装備等の基準、部隊の任務、部隊の隊の装備等の基準）

第3章 緊急消防援助隊の登録

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練（全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等、消防大学校における教育訓練等）

第7章 その他

【要請要綱】（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱） H27.3/ H28.3/H29.3/H31.3/R2.7/R3.3/R4.6 R7.3改定

応援等の要請、出動の求め又は指示等、受援体制、部隊移動、応援等の引揚げの決定、大規模地震発生時における迅速出動基準、防災関係機関との連携、応援等実施計画及び受援計画 等

【運用要綱】（緊急消防援助隊の運用に関する要綱） H27.3/ H28.3/H29.3/H31.3/R2.7/R3.3/R4.6/R7.3 改定

編成及び装備等の基準、出動、指揮活動、防災関係機関との連携、指揮支援実施計画 等

【アクションプラン】

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 R7.3策定

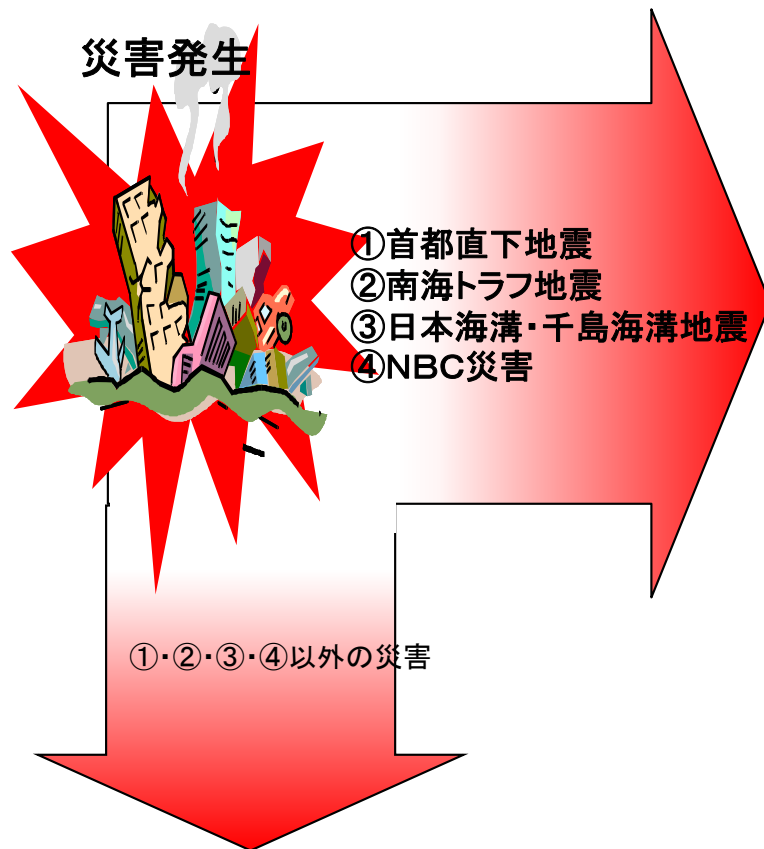
○ 南海トラフ地震 H28.3策定/R2.7改定

○ 首都直下地震 H29.3策定/R3.3改定

○ 東南海・南海地震 H30.3運用停止

○ 東海地震 H30.3暫定版へ改定 R2.7運用停止

緊急消防援助隊の出動計画



各アクションプラン等に基づく対応

～ 適用基準 ～

①首都直下地震

- 1 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

②南海トラフ地震

- 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
 - (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
 - (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合
(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合)
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

③日本海溝・千島海溝地震

- 1 具体計画に基づき、次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
 - (1) 地震発生時の震央名の区域が想定震源断層区域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ1道6県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)のいずれにおいても、大津波警報が発表された場合
 - (2) 地震発生時の震央地名の区域が、想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

④NBC災害

NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生し、多数の負傷者が見込まれ、NBC災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がNBC災害即応部隊の出動が必要と認めた場合

基本的な出動計画

【指揮支援部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定
- 2 災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定
- 2 災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

【出動準備航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定
- 2 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(基本計画)第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、**長官が別に当該地震ごとにアクションプラン(以下「AP」という。)を定める。**

「第一次出動都道府県大隊」及び「出動準備都道府県大隊」だけでは、消防力が不足と考えられる。

地震ごとに「AP」を定めることにより、各地域の**被害状況を踏まえた上で、全国規模**で緊急消防援助隊が**迅速・的確に出動**することができる。

首都直下地震における緊急消防援助隊AP(以下「首都直下AP」という。)は、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定)(以下「**具体計画**」という。)の**内容を踏まえたもの**となっている。

緊急消防援助隊の出動指示

本APに基づく**緊急消防援助隊(受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く)の出動**は、消防組織法**第44条第5項**の規定に基づく**指示**とする。

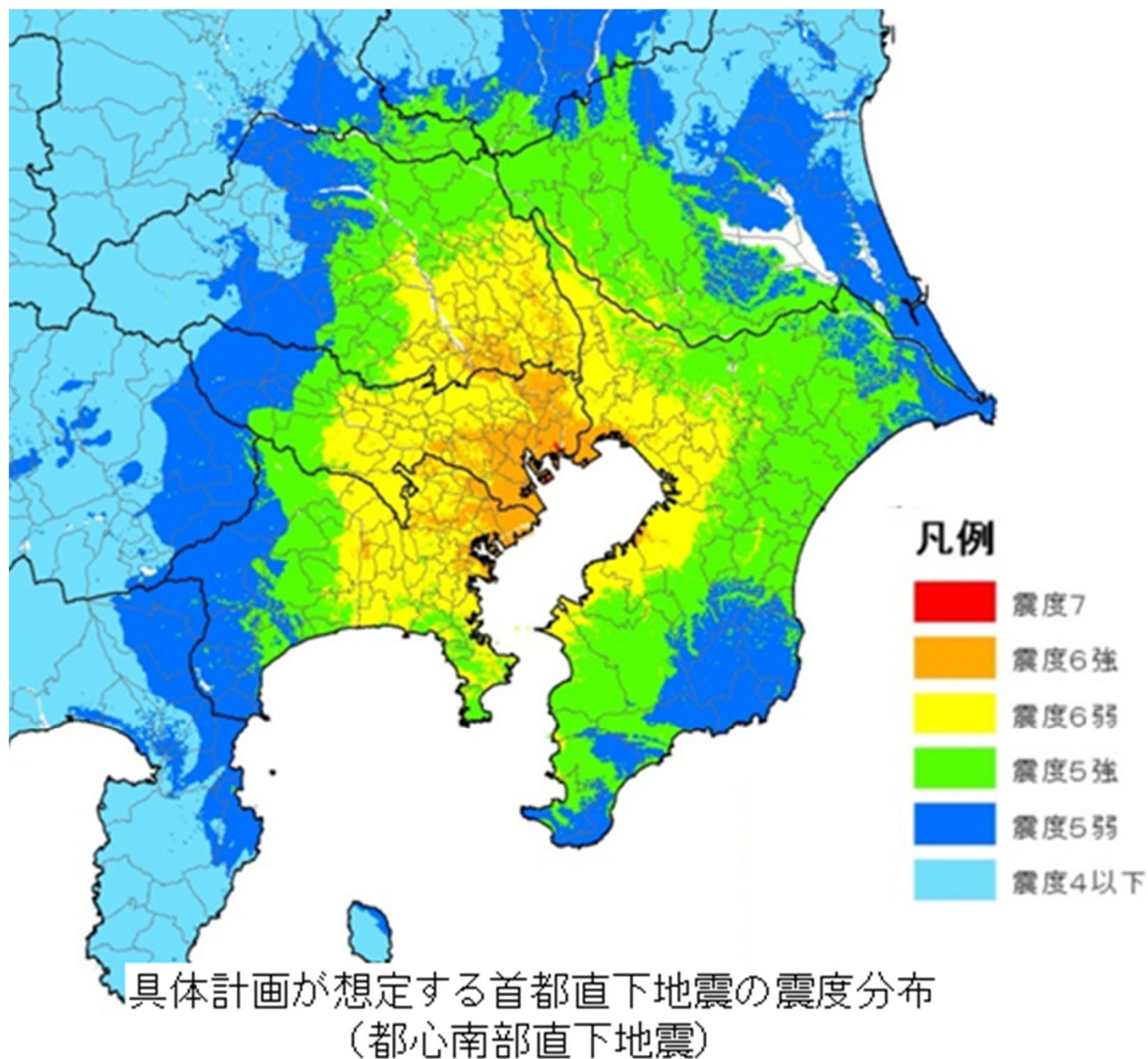
※**受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は、消防組織法第44条第4項の求め**

【対象】(担当できる場合)

○統括指揮支援隊 : 東京消防庁、横浜市消防局

○指揮支援隊 : 東京消防庁、さいたま市消防局、千葉市消防局
横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局

具体計画が想定する首都直下地震の震度分布



【表1 都心南部直下型地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

	(冬夕、風速8m/s)				
	(棟)				
(全壊・焼失棟数)	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	—	約 30	約 1,300
栃木県	—	約 80	—	約 10	約 80
群馬県	—	約 80	—	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	—	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

—：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【表1 都心南部直下型地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

(死者数)	建物倒壊等		急傾斜地 崩壊	火 災	ブロック塀・自 動販売機の転 倒、屋外落下 物	(人) 合 計
		(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)				
茨城県	—	—	—	—	—	—
栃木県	—	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—
埼玉県	約 700	約 90	—	約 1,600 ～約 3,000	約 20	約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	—	約 500 ～約 1,000	約 20	約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300	約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300	約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100	約 3,600 ～約 5,400
山梨県	—	—	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—	—
合 計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500	約 16,000 ～約 23,000

—：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

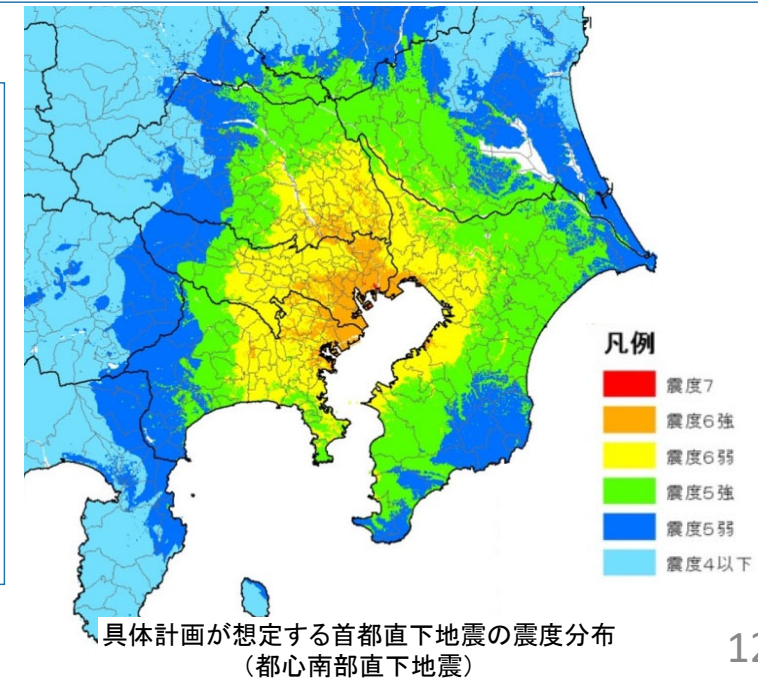
「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

首都直下APのポイント

- ① 首都直下地震発生後、受援都道府県以外から**応援可能な全ての緊急消防援助隊を投入**
- ② 被害が想定されない都道府県に対しては、**本アクションプランの適用と同時に都道府県大隊及び統括指揮支援隊の出動指示**を行い、初動時の迅速性を確保
- ③ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、**柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標**となる拠点を設定
- ④ 空路や海路について**多様な進出手段を予め想定**し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処

首都直下APの適用基準

- ① 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- ② ①のほか、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は首都直下APに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合



● 受援都道府県(4都県)

具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)をいう。

● 被害確認後応援都道府県(6県)

受援都道府県を除く都道府県のうち、首都直下地震緊急対策区域※を含む都道府県(群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県)をいう。

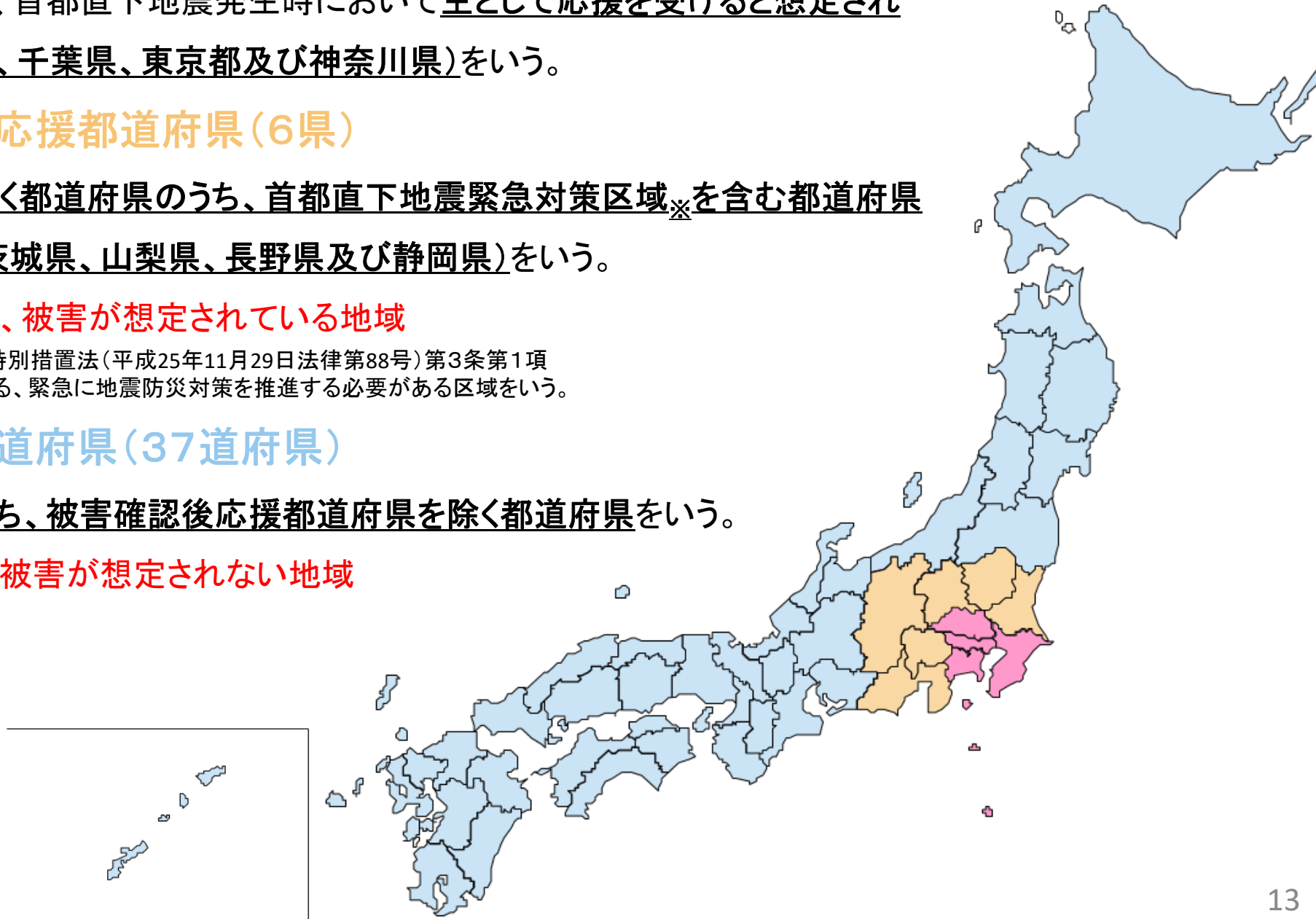
首都直下地震では、被害が想定されている地域

※ 首都直下地震対策特別措置法(平成25年11月29日法律第88号)第3条第1項に基づき指定されている、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域をいう。

● 即時応援都道府県(37道府県)

応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

首都直下地震では被害が想定されない地域



【表2 統括指揮支援隊 及び 指揮支援隊 の応援編成計画】

○原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する。(派遣規模:おおむね40隊)

- ・統括指揮支援隊:原則、航空小隊により輸送
- ・指揮支援隊:原則、陸路で車両により移動。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の各1隊は、原則、航空小隊により輸送

受援都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部	指揮支援隊の属する消防本部
東京都	東京消防庁※1 (京都市消防局※2)	東京消防庁※1 札幌市消防局、新潟市消防局、京都市消防局 神戸市消防局、広島市消防局、福岡市消防局
埼玉県	大阪市消防局	さいたま市消防局※1 大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局
千葉県	仙台市消防局	千葉市消防局※1 仙台市消防局、岡山市消防局、熊本市消防局
神奈川県	横浜市消防局※1 (名古屋市消防局※2)	横浜市消防局※1、川崎市消防局※1、相模原市消防局※1 静岡市消防局※3、浜松市消防局※3、名古屋市消防局

- ※1 受援都道府県内の統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部
- ※2 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊を担当する消防本部
- ※3 被害確認後受援都道府県に属する消防本部

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

○原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する。(派遣規模:おおむね5, 100隊)

- ・原則、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動(※北海道及び沖縄県を除く)
- ・消火活動、倒壊家屋からの救助活動、その他の震災時の活動に対応できる隊を編成
- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則編成し、都道府県大隊とともに出動

受援 都道府県	即時応援都道府県の大隊	被害確認後応援都道府県 の大隊
東京都	北海道【エネ】、青森県、山形県、新潟県【エネ】、石川県、 福井県、三重県【エネ】、滋賀県、京都府、兵庫県【エネ】、 奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県【エネ】、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県【エネ】、沖縄県	栃木県 山梨県 長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府【エネ】	群馬県
千葉県 【エネ】	宮城県、岡山県【エネ】	茨城県
神奈川県 【エネ】	岐阜県、愛知県【エネ】、島根県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	静岡県【エネ】

【エネ】:エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

【表4 航空小隊の応援編成計画】

○受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリ以外の出動可能な全ての隊が出動する。

- ・指揮支援部隊輸送航空小隊は、原則、**指揮支援部隊と同所属**の航空小隊又は**指揮支援隊が存する都道府県内**の航空小隊
- ・情報収集航空小隊は、**ヘリコプターテレビ伝送システム**又は**ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)**を**装備できる**航空小隊を優先
- ・消火航空小隊は、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ指定。**消火タンクを装着可能な**航空小隊から指定
- ・**各地域ブロック**に、原則、**残留する**運航可能な**航空隊**を表5に基づき**確保**

受援 都道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	即時応援航空小隊※1	被害確認後 応援航空小隊※2
東京都	京都市※3	札幌市、山形県、新潟県、石川県、 福井県、三重県、兵庫県、神戸市、 奈良県、鳥取県、広島県、広島市、 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県、	山梨県 長野県
埼玉県	大阪市	岩手県、秋田県、富山県、和歌山県、 島根県、北九州市	栃木県
千葉県	仙台市	宮城県、岡山県、岡山市、愛媛県、 熊本県、大分県	茨城県
神奈川県	名古屋市※3	青森県、岐阜県、愛知県、徳島県、 香川県、佐賀県	静岡県 静岡市 浜松市

※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※3 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊の輸送を担当する航空小隊

【表5 残留する航空隊の候補地の決定】

ブロック	都道府県・団体(丸数字は、優先順位を示す。)
北海道	①北海道 、 ②札幌市
東北	①福島県 、 ②青森県
関東	①群馬県 、 ②栃木県
中部・近畿	①滋賀県 、 ②岐阜県
中国・四国	①山口県 、 ②香川県
九州	①宮崎県 、 ②大分県

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 統括指揮支援隊へ出動指示 都道府県大隊へ出動指示	出動準備	出動準備	出動準備
10分				
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
60分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②航空後方支援小隊			出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

30分

時間目安	消 防 庁	指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
10分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
30分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②都道府県大隊 ③航空後方支援小隊			出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

消防庁の対応

- ①地震発生後、適用基準に該当すると判断した場合、受援都道府県及び受援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランの適用を連絡する。
- ②長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対して、その旨を通知（市町村長には、都道府県知事を経由）
- ③応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して、その旨を通知（消防本部には、都道府県を経由）する。

受援都道府県及び当該都道府県内消防本部の対応

- ①アクションプラン適用の連絡を受けた後、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。
- ②消防庁からの連絡を待つことなく、地震の情報により、アクションプランの適用基準に該当すると判断した場合、速やかに対応を行う。
- ③被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、速やかに消防庁に報告

指揮支援部隊の進出

【統括指揮支援隊】

原則、航空小隊により別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

【指揮支援隊】

原則、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。

ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の各1隊は、航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、調整の上、応援先を指定する。

【航空指揮支援隊】

原則、航空小隊により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

都道府県大隊の進出

【都道府県大隊】

原則、緊急輸送ルートを用いて、陸路により**別表2-1、2-2**に示す**進出拠点**に進出する。
(北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。)

【北海道大隊及び沖縄県大隊の進出】

北海道及び**沖縄県**は、災害の状況を踏まえ、**別表4**に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送可否を**調整**する。

他機関との競合等により、都道府県で**調整が困難**と判断した場合は、**消防庁**に民間フェリーの**調整が要請**される。

【遠方からの迅速な進出】

遠方の都道府県は、災害の状況を踏まえ、**別表4**に示す輸送が迅速な進出に必要であると判断した場合、輸送可否を**調整**する。

他機関との競合等により、都道府県で**調整が困難**と判断した場合は、**消防庁**に民間フェリーの**調整が要請**される。

消防庁は進出について、**災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部**による総合調整の下、**国交省、防衛省等と調整**を行う。

【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場 候補地 一覧】

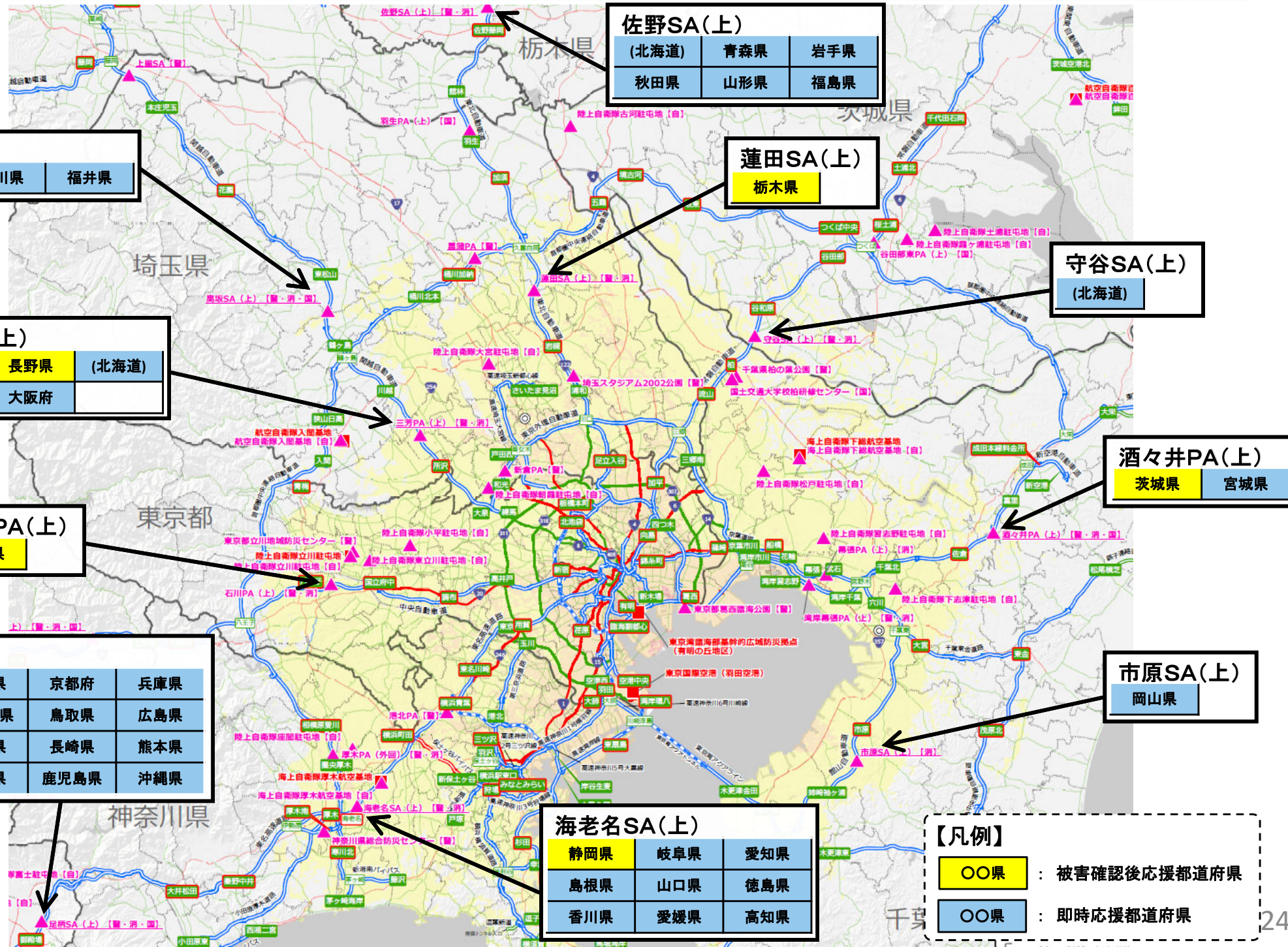
【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地一覧】

都道府県	優先 順位	名称	所在地	離着陸帯 の広さ (長さm×幅m)	着陸可能 重量 (kg)	座標	夜間 照明 の有無	給油の 可否	調整本部 までの距離 (km)
東京都	1	東京消防庁屋上HP	東京都千代田区大手町一丁目3番5号	16m×16m	4,500kg	北緯35度41分20秒 東経139度45分41秒	有		-
	2	東京ヘリポート	東京都江東区新木場四丁目	90m×30m		北緯35度38分10秒 東経139度50分22秒	有	可	13.9
	3	立川飛行場	東京都立川市泉町1156番地1	900m×45m		北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒	有	可	40.2
埼玉県	1	浦和秋ヶ瀬	埼玉県さいたま市桜区 大字道場字柳原東2050	20m×25m		北緯35度50分23秒 東経139度36分50秒	有		3.9
	2	東日本高速道路(株) 関東支社 道路管制センター	埼玉県さいたま市岩槻区	21m×21m	6,800kg	北緯35度56分18.0秒 東経139度41分17.2秒	有		11.3
	3	越谷防災基地	埼玉県越谷市北後谷4	24m×20m		北緯35度53分00秒 東経139度45分26秒	有		12.4
千葉県	1	千葉県庁屋上HP	千葉県千葉市中央区市場町1-1	17m×17.5m	4,000kg	北緯35度36分18秒 東経140度07分24秒	有		-
	2	千葉県警屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-9-1	24m×24m	12,400kg	北緯35度36分11秒 東経140度07分24秒	有		0.35
	3	千葉市消防局屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-2-1	18m×15m	4,444kg	北緯35度36分14秒 東経140度07分15秒	有		0.40
神奈川県	1	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1丁目	30.8m×25m	22,680kg	北緯35度27分47.8秒 東経139度38分14.7秒	有		2.4
	2	横浜ヘリポート	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目3番地	48m×36 m	9,000kg	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	有	可	21.0
	3	横浜市役所屋上HP	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10	23.2m×19.2m	11,000kg	北緯35度27分02秒 東経139度38分03秒	有		0.7

※優先順位1～3の全ての離着陸場が被災等により使用できない場合は、受援都県において速やかに代替の離着陸場を選定するものとする。

なお、代替の離着陸場が確保できない場合は、隣接都県の離着陸場を使用することも考慮するものとする。

【別表2-1、2-2（都道府県大隊）首都直下地震AP適用時の応援部隊進出経路】



【別表4 陸路以外の主な進出手段】

【別表4 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考
		出発地	到着地	
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分
			青森港	所要時間 約3時間50分
		苫小牧西港	八戸港	所要時間 約7時間
			大洗港(茨城港)	所要時間 約19時間
			仙台港	所要時間 約15時間
		苫小牧東港	(秋田港→)新潟港	所要時間 約20時間(苫小牧東港→秋田港→新潟港)
		小樽港	新潟港	所要時間 約18時間
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分
			(志布志港→)大阪港	所要時間 約39時間(那覇港→志布志港→大阪港)
			志布志港	所要時間 約18時間【RORO船】
			(志布志港→)東京港	所要時間 約45時間(那覇港→志布志港→東京港)【RORO船】
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			成田国際空港	
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	東京国際空港 (羽田空港)	
			成田国際空港	
遠方からの迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、 CH-47)	緊急災害対策本部を通じて調整		陸路が途絶した際等に被災地の状況から特に必要がある場合に活用
	自衛隊艦艇			
	民間フェリー	徳島港	東京港	所要時間 約18時間30分
		北九州(新門司)港	(徳島港→)東京港	所要時間 約35時間(新門司港→徳島港→東京港)
		志布志港	東京港	所要時間 約25時間【RORO船】